

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案要綱

第一 独立行政法人中小企業基盤整備機構が共済契約者に対して共済金を貸し付ける事由の拡大

独立行政法人中小企業基盤整備機構が共済契約者に対して共済金を貸し付ける事由に、私的整理等に係る手続であつて経済産業省令で定めるものがされることを追加すること。

(第二条第二項第三号及び附則第二条関係)

第二 共済金の貸付限度額等の政令事項への改正

共済金の貸付限度額の改正を迅速に行うため、貸付限度額等を政令事項に改めること。

(第四条第二項、第九条第二項及び第三項、第十二条第三項及び第四項並びに第十四条第三項及び第六項関係)

第三 申込金の廃止

中小企業者が共済契約の申込みに際して添えることとされている申込金を廃止すること。

(第五条、第十四条第一項、第十九条及び第二十条並びに附則第三条、第五条から第七条まで関係)

第四 倒産の発生の日以降における掛金月額を増額の扱い

倒産の発生の日から貸付けの請求があった日までに掛金月額の増加の効力が生じた共済契約に係る貸付けについては、当該増額分に相当する掛金は共済金の貸付額の算定の基礎としないこととすること。

(第九条第二項第三号及び附則第四条関係)

第五 償還期間の上限の延長

償還期間の上限を五年から十年に延長すること。

(第十条第一項関係)

第六 早期償還手当金制度の創設

共済金を約定よりも早期に完済した共済契約者に対して早期償還手当金を支給することとすること。

(第二条第四項から第七項まで、第三条第三項第二号、第七条第二項第二号、

第十条第六項及び第七項、第十一条第五項、第十一条の二第四項、

第十二条第二項第二号、第十三条並びに第二十条関係)

第七 経過措置の委任

中小企業倒産防止共済法の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、そ

の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる  
こととすること。  
(第二十二條及び第二十三條關係)

## 第八 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第九 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する  
ものとする。ただし、一部の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で  
定める日等から施行するものとする。  
(附則第一條關係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。  
(附則第八條關係)